

国会法の一部を改正する法律案

右の議案を提出する。

令和四年十月三日

提出者

笠 浩 史

吉 川 元

青 柳 仁 士

岩 谷 良 平

塩 川 鉄 也

福 島 伸 享

た が や 亮

新 垣 邦 男

賛成者

安 住 淳

阿 部 知 子

青 柳 陽 一 郎

青 山 大 人

荒 井 優

井 坂 信 彦

伊 藤 俊 輔

石 川 香 織

泉 健 太

稲 富 修 二

梅 谷 守

枝 野 幸 男

お お つ き 紅 葉

小 川 淳 也

小 熊 慎 司

小 沢 一 郎

伴野豊	野田佳彦	中谷一馬	寺田学	鈴木庸介	篠原孝	櫻井周	近藤和也	小宮山泰子	城井崇	金子恵美	岡田克也	大河原まさこ
福田昭夫	野間健	中村喜四郎	徳永久志	田嶋要	白石洋一	重徳和彦	近藤昭一	小山展弘	菊田真紀子	鎌田さゆり	岡本あき子	大島敦
藤岡隆雄	馬場雄基	長妻昭	中川正春	堤かなめ	末次精一	階猛	佐藤公治	後藤祐一	玄葉光一郎	神谷裕	奥野総一郎	大西健介
太栄志	原口一博	西村智奈美	中島克仁	手塚仁雄	末松義規	篠原豪	坂本祐之輔	神津たけし	源馬謙太郎	菅直人	落合貴之	逢坂誠二

藤田文武	高橋英明	沢田良	遠藤良太	市村浩一郎	伊東信久	阿部弘樹	渡辺周	吉田統彦	山田勝彦	谷田川元	道下大樹	本庄知史
藤卷健太	中司宏	杉本和巳	小野泰輔	浦野靖人	池下卓	赤木正幸	渡辺創	吉田はるみ	山井和則	山岡達丸	緑川貴士	馬淵澄夫
堀場幸子	馬場伸幸	住吉寛紀	奥下剛光	漆間讓司	池畑浩太郎	浅川義治	足立康史	米山隆一	柚木道義	山岸一生	森田俊和	牧義夫
掘井健智	早坂敦	空本誠喜	金村龍那	遠藤敬	一谷勇一郎	井上英孝	阿部司	早稻田ゆき	湯原俊二	山崎誠	森山浩行	松原仁

北神圭朗	宮本徹	志位和夫	和田有一朗	守島正	前川清成
仁木博文	本村伸子	田村貴昭	赤嶺政賢	山本剛正	三木圭恵
大石あきこ	緒方林太郎	高橋千鶴子	笠井亮	吉田とも代	美延映夫
櫛渕万里	吉良州司	宮本岳志	穀田恵二	吉田豊史	岬麻紀

国会法の一部を改正する法律

国会法（昭和二十二年法律第七十九号）の一部を次のように改正する。

第三条に次の一項を加える。

前項の規定により要求書が提出されたときは、内閣は、その提出の日から二十日以内に臨時会を召集することを、決定しなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

一 この項本文の期間内に常会が召集された場合

二 この項本文の期間が前条の規定により臨時会を召集しなければならない期間又は特別会を召集しなければならない期間にかかる場合

三 この項本文の期間が衆議院議員の任期満了による総選挙又は参議院議員の通常選挙を行うべき期間にかかる場合

附 則

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から施行する。

## (経過措置)

- 2 この法律による改正後の国会法（以下「新法」という。）の規定は、この法律の施行後に新法第三条第一項の規定により提出された要求書に係る臨時会の召集について適用する。

## 理由

日本国憲法第五十三条後段の規定に基づく国会議員による臨時会の召集の決定の要求があつた場合における内閣の対応の状況に鑑み、臨時会の召集の決定の要求の日から二十日以内に臨時会を召集することを内閣が決定しなければならない旨の規定を設ける必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。